傷病手当金支給申請書 記入例

健康保険 傷病手 当金 支給申請書	
DE DIK	(整解映者 (中語者) 記入用)
後 深 発 者 号 ・ 番号	記号 参考 とも書きがからない場合とマイナンバーを記入してください
(変の形)	987 654321
2 ₆₈	サンポ タロウ 健保 太郎 ***********************************
13271	東京 ■ 墨田区○○
電話番号 (87点編8元)	TB 090 (1234 OOOO 1-2-3 □□マンション×××5
口 本語求金額	の受領を事業主へ責任します。(責任する場合は2) 軍事業主へ責任する場合、下記工座機の記入は不要です。
全部根据	OOOO (
预全程料	普通 理事 1234567
口座名義 (カタカナ)	*** サンポ タロウ
ゆうちょ	22号 1 0 ※ □座書号
2付書類] (一回目の確求や 傷性のケガく骨 種年金、労災休	※連絡の記載がある方のみご記入ください 月の途中で出動した場合は、出動障害の写し、賃金台帳の写し 好、該種など)の場合は、貴保原国居 業給付金にかかる像属手当金の甲間についての同意書(該当船のみ)
	「申請者記入用」は2ページに続きます。〉)
	光 行日行印
士会(郭涛労得士の) 出代行者名記載料	

記入もれや誤りが多いところ(特にご注意ください。)

- 1 記号・番号は「マイナポータル」「資格情報のお知らせ」「資格確認書(保険証)」に記載されています。
- ② 家族(被扶養者)が受診した場合でも、被保険者の氏名などの情報をご記入ください。 被保険者が亡くなられて、相続人の方が申請される場合は、申請される方の氏名をご記入ください。 (住所、振込先口座も同様です。)
- **3** 事業主へ委任する場合は、チェックしてください。
- ④ の被保険者等記号・番号を記入した場合、マイナンバーの記入は不要です。
- * ご記入いただいた内容を訂正する場合は、二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。

傷病手当金支給申請書 記入例

健康保险 傷病手当金 支給申請書 被保険者 (申請者) 記入用 " 虫垂炎 2 発病 4和 〇年 4 月 15 日 보건 4 원 1 傷病名 20 41 Я 年月日 910 30 (発展時の形況) 1.68% 自宅で急にお腹が痛くなった 3 誘当の傷病は病気(疾病)ですか、ケガ(負傷)ですか。 2.ケガ ➡ 美傷原因居を併せてご成品ください (6)415 4 廃棄のため休んだ規則(申請規則) 8 415 ** 日曜 5 あなたの仕事の内容(具体的に) 店舗における接客(販売、レジ等) (退職後の申請の場合は退職前の仕事の内容) 上記の確義のため体人だ美間(中語美間)に 軽調を受けましたか。 または今後受けられますか。 1・① 月まい」と答えた場合、その相関の類と 0.30 年 月 日か6 その4階数支払の基礎となった(なる) 抑悶をご記入ください。 # 2「隨害原生年金」または「隨害手当金」を受給していますか。 3 2.請求中 1. 随唐厚生年金 受拾している場合、 どちらを受拾していますか。 保備名 2 - ① 「はい」または「清水中」と答えた場合。 受給の製図となった(なる)係属名 及び基礎年金書号をご記入ください。 年金コード 2.7 「技术中」と答えた場合は、 天松開始 ロぞが 係病名・基礎年全番号をご記入ください。 年金額 年月日 3 (健康保険の資料を需要した方はご記入ください。) 1.1215 -3 2.lit#+ > 8# 老齢または退職を事由とする公的年金を受給していますか。 受給している場合、その名称ご記入ください。 名しいり先 「はい」または「指求中」と答えた場合。 年金 3-F 基礎年金書号等をご記入ください。 支給開始 ロテ戌 B WAS 儀術名・基礎年金書号をご記入ください。 年月日 口分別 年 ・ のですか 4 今回の申請は労災保険から休業補償給付を勢けている 3 1.はい 2.分支請求中 ① 「はい」または「労災情求中」と答えた場合。 分像基项監督署 支給元(情求先)の労働基準監督署をご記入ください 「事業主記入用」は3ページに続きます。〉〉〉 日本自動車部品工業健康保険組合 2/4

記入もれや誤りが多いところ(特にご注意ください。)

- 「ケガ」と答えた場合は、別途「負傷原因届」の提出が必要となります。
- **⑥** ご記入いただいた申請期間に対応する期間について、「事業主の証明」と「医師等の意見」をいただいてください。(申請書 2 枚目)
- ⑦ 療養前の業務について、具体的にご記入ください。 (事務員などではなく、経理事務、プログラマー、店舗接客、商品品出しなど) 退職後の申請の場合は、在職中のお仕事の内容をご記入ください。
- **⑧** 障害厚生年金又は障害手当金を受給されている場合、別途、提出書類が必要となります。 詳しくは、業務課にお問い合わせください。
- ② 老齢又は退職を事由とする公的年金を受給されている場合、別途、提出書類が必要となります。 詳しくは、業務課にお問い合わせください。
- 労災保険から休業補償給付を受給されている場合、別途、提出書類が必要となります。詳しくは、医療施設課にお問い合わせください。
- * ご記入いただいた内容を訂正する場合は、二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。